

身に覚えのない健康食品、遠慮せず断って

突然かかってくる電話にうっかり付き合っただけで長話になってしまったという経験はありませんか。最近、県内の消費生活相談窓口には、電話による健康食品の悪質な勧誘による相談が数多く寄せられており、契約者の平均年齢も年々高くなってきています。

事例 1

87歳の義母に身に覚えのない健康食品が届いたので受け取り拒否した。すると相手業者から「日時を示して義母は承諾をしたから受け取り、再送する」と言って電話を切られた。2万円もする高額な商品を買うことに承諾していないと母は言い張る。どうしたものか。

(50歳 女性)

事例 2

電話で体に良いと健康食品を勧められ購入した。3回目の勧誘のときにまだ商品が残っていたため、あいまいに返事をしたら健康食品が送られてきた。買うとは言っていないが返送してもよいか。

(70歳 女性)

事例 3

83歳の母に電話で健康食品の勧誘があったが断ったそうだが、それに関わらず荷物が届いたため、受け取り拒否をしたら業者から1日に何度も電話がかかり「訴訟するぞ」などと脅してくるので困っている。(60歳 男性)

事例 4

突然電話があり、健康食品を送付すると言われたが頼んだ覚えはないと断ると名簿にリストがあるとされた。商品が届き受け取り拒否したところ、すぐに「再度送付する」と電話があり仕方がなくお金を支払った。その後も商品が届き受け取り拒否をすると「なぜ返品するのか」と言われ怖くなった。(81歳 女性)

アドバイス

電話の相手業者は話術のプロです。親身なふりをして話にのると断りきれなくなってしまう。必要ない場合は、遠慮せずはっきりと断りましょう。また、試供品などと安価や無料の商品を勧められる場合がありますが、これをきっかけに高額な健康食品を売りつけようとする手口もあります。早く電話をきりたいために購入することはや

めましょう。万が一購入してしまったり、商品が送られてきても、電話勧誘販売は8日間はクーリング・オフができます。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

(H24.9.25 岐阜新聞掲載)

